

ヘロドトスとクレイステネス

芝 川 治

クレイステネス改革に関する最も重要な史料はヘロドトスと『アテナイ人の国制』である。本稿ではこのうちヘロドトスについて、彼がクレイステネス改革を全体的に如何に評価したかを見ていきたい。その際取り上げべき箇所は5巻78、6巻131及び5巻62以下である。以下、順に見ていくことにしよう。

—

「かくてアテナイは強大となったのであるが、自由平等 *ισηγορίη* ということが、単に一つの点のみならずあらゆる点において、いかに重要なものであるか、ということを実証したのであった。というのも、アテナイが独裁下にあったとき *τυραννεύμενοι* は、近隣のどの国をも戦力で凌ぐことができなかつたが、独裁者から *τυράννων* 解放されるや、断然他を圧して最強国となったからである。これによって見るに、圧政下にあったときは、独裁者のために働くのだというので、故意に卑怯な振舞いをしていたのであるが、自由になってからは、各人がそれぞれ自分自身のために働く意欲を燃やしたことが明らかだからである。」(Hdt. V. 78. 松平千秋訳⁽¹⁾)

クレイステネス改革後、スパルタ王クレオメネスがペロポネソス軍を率いてアッティカに侵攻した。ボイオティア人とカルキス人もこれに呼応し、アッティカ各地を攻撃した。このうちペロポネソス軍が引き揚げた後、アテナイ人はボイオティア人とカルキス人とを攻撃し大勝を博した。5巻78はこの事に対するヘロドトスのコメントである。また、アテナイにおける僭主の放逐よりクレイステネス改革に到る事情について、ヘロドトスは5巻55から長々と述べてきたのであるが、それがこの5巻78において完結を見た。ここでは、そういった変貌したアテナイの状況への総括、評価をも同時に行っているのである。

それでは、ヘロドトスは新しいアテナイを如何に把握したのか。先ず *isegoria* なる語から考えていくことにしよう。*isegoria* はヘロドトスによると重要なもの *χρήμα σπουδαίον* であるが、これを彼は新生アテナイの基本理念と考えているようである。クレイステネス改革の結果、*isegoria* の原理に基く新しい国家が生れたということであろう。それでは、*isegoria* なる語の下にヘロドトスは何を理解していたのか。一般的に言って、*isegoria* とは自由平等なる言論ということである。古典作家の場合、用例は多いが、言論の自由という意味合いから、どんな人でもが喋れるという点で平等に重きを置いたもの、

更には端的に平等、政治的平等の同義語として用いられる事もある⁽⁸⁾。かなり巾の広い使われ方をする言葉である⁽⁹⁾。従って、我々がヘロドトスの考え方を知ろうとする場合、*isegoria*なる語から出発して全体の意味を推し量るという方法は採れない。逆に、5巻78全体の文脈を見てそこから考えていく事が必要である。

5巻78全体を見た場合、僭主政の問題が大きく立ち現われてくる事に気づかれる。ヘロドトスによると、僭主政の時代には僭主のために働くのだというので、人々は故意に卑怯に振舞ってきた。だからアテナイは弱かった。それに対して、自由になってから *ἐλευθερωθέντων* は、各人がそれぞれ自分自身のために働く意欲を燃やした。だから断然強くなったということである。こういった記述を見ると、ヘロドトスの脳裡を占めていたものが何であったか歴然としてくる。彼は僭主政とそれに替る新しい体制を比較対照し、両者の相違を際立たせているのである。新しい体制の下で、ポリスは僭主一人の私有物ではなく国民全体のものとなった。ここに全国民的原理に基く新しい支配が確立された。そして、この新しい体制を、一言で、ヘロドトスは自由の名の下に把えているようである⁽⁴⁾。ヘロドトス自身はそういった自由の原理を好意的に評価しているものと思われる⁽⁵⁾。

かく考えるに、ヘロドトスはアテナイに関して僭主政と自由とを至るところで対比させて述べている事に気づかれる。先ず、僭主放逐及びその後の情勢について語られる場合、*ἐλευθεροῦν* とか *ἐλεύθερος* といった表現が頻出する。5巻55, 62.1及び2, 63.1, 65.5がそうである。もっとも、これらは僭主の圧政に対する自由なる国家体制が出来たということではなく、単にヒッピアスの僭主政倒壊を物語るだけのものであろうが。6巻123.2も同じ関連に属するであろう。他方、5巻64.2や1巻62.1はもっと自覚的であり、自由と僭主政との対比が鮮明に打ち出されている。アテナイ以外でも同じ対比はなされている。それはサモス(Ⅲ.142-143. また VI.22.1. を加えてもよいだろう。)及びミレトス(VI.5.1)の事例において明らかである。

もう一つこの問題と関係してくるのは5巻91と92である。これは、スパルタがヒッピアスのアテナイ復帰を策して同盟諸国の使節を招いた時のものである。年代は、アリストゴラスがアテナイを訪れる少し前の事だから、500年か499年のことであろうか。ここでは、アテナイが強大化してくるのをスパルタが見て取り、「アッティカ民族は僭主政下に縛られている限り無力であり唯々として随順するが、解放される *ἐλεύθερον* と優にスパルタ民族に対抗しうる勢力に発展する可能性のあることを悟った⁽⁷⁾」とある。これは、アテナイは僭主の支配の下では弱体であったが、自由なる体制を作ってから強力になったということで、5巻78と軌を一にする。そしてスパルタはかかるアテナイに恐れを抱いて、かつての僭主ヒッピアスを復帰せしめ、アテナイの弱体下を計ろうとするのである⁽⁸⁾。

他方、そういったスパルタの動きに対する同盟諸国の反応であるが、これは5巻92のクリントス人ソクレスの演説によって代表されている。この有名な演説は大変長いものであ

るが、ソクレスはスパルタを「万民同権の原則を破棄して、ギリシアの国々に僭主政を敷こうとする *ἰσοκρατίας καταλύοντες τυραννίδας ἐς τὰς πόλεις κατάγειν παρασκευάζεσθε*」として非難する事から始める。そして僭主政の悪を列挙して、アテナイにヒッピアスを復帰させないように呼びかけるのである。ここで問題となるのは僭主の暴虐、恣意的支配であり、ソクレスはその対極に *isokratia* を据えるのである。ここから見る限り、イソクラティアとは僭主の恣意的支配に対抗する体制、即ち公共の支配の意である。そして、当時のアテナイはイソクラティアの相の下に把えられており、ソクレスはこれを守ろうと主張するのである。

こういった主張であるが、これの前提をなすのは、当時のアテナイが僭主政の羈絆を脱しそれに代る新しい体制を打ち樹てたとする理解である。僭主政とそれに対抗する政体という見方がなされているのである。その意味で、上に示したヘロドトスの解釈と通ずるものである。5巻92ではコリントス人の口を通して、5巻78と共通の解釈が提示されている。

註

(1) 以下、ヘロドトスの訳文は概ね松平氏のもの（岩波文庫版）に従うが、*τυραννίς*, *τύραννος* はそれぞれ僭主政、僭主とした。

(2) 端的に平等を意味するのは *Dem.* XV, 18; *id.* LX, 28; *Ps. Xen.* I, 12 など。自由平等なる言論ということから自由の意味合いをも有するものとしては *Xen. Cyr.* I, iii, 10; *Is.* VI, 97; *Aischines* I, 173; *Dem.* XX, 16; *id.* XXI, 124 などがある。Eupolis 291 (Kock) も判然とはせぬが後者に属するであろうか。

(3) ただ、平等とか自由とかいった様々な意味合いで使われるとしても、それは多くの場合ニュアンスの差違に過ぎない。後述の如く自由と平等とは相互に関りの深い概念であるから両者を峻別するのは考えものである。何れの意味にしても *demokratia* と関係が深い、*demokratia* については後に述べる。本論文7ページ参照。

(4) そうすると、*isegoria* はどちらかという平等よりも自由の方に力点を置いて使われていることになる。ただ、一人の特権的地位を廃して全国民に政治に参加する可能性を与えたという点では、新しい体制は法の下での平等を確立したとも言える。その意味では「平等」である。そうした事を顧慮した場合、*isegoria* は松平氏の訳のように「自由平等」とも訳し得る。こういった事はヘロドトスの僭主政論を考慮する場合、心に留めておくべきである。

ウッドヘッド (A.G. Woodhead, *ἰσηγορία* and the Council of 500, *Historia* 16, 1967, 134—135) は5巻78の *isegoria* を、民会においてどんな者でも欲すれば発言出来る権利としているが、これはおかしい。また、グリフィス (G.T. Griffith, *Isegoria in the Assembly at Athens, in Ancient Society and Institutions, Studies presented to V. Ehrenberg, Oxford 1966, 115*) のように、この *isegoria* が 'democracy' itself を表わすとすると誤解を招く。この点は次註参照。

ただ、ヘロドトスが、例えば *eleutheria* でなく、何故に *isegoria* という語を使用したのか問題が残る。殊更に *isegoria* なる語を使った点に特別な意図があったのだろうか。cf. C.W. Fornara, *Herodotus*, Oxford 1971, 48—49.

(5) 蛇足ながらヘロドトスの価値観について一言。ヘロドトスの思想・信条、政治的立場については古くから様々な議論が戦わされてきた。その際、5巻78が利用され、これはしばしばヘロドトスの親

アテナイの親民主政的傾向を示すものと受け取られてきた。この立場からハーヴィ (F. D. Harvey, *The Political Sympathies of Herodotus*, *Historia* 15, 1966, 255) は 5 卷 78 をヘロドトスの formal political credo とまで述べている。しかしこういった考え方は正確でない。何故なら、民主政には自由と平等という二つの側面があるのだが、ヘロドトスの賞讃しているのは前者だけなのだから。この二つの要素は関係が深いといっても混同するのは宜しくない。一応区別して考える事が必要である。平等、即ち一般民衆の支配といった意味での平等という要素は 5 卷 78 では顧慮の外にある。cf. H. Strasburger, *Herodot und das perikleische Athen*, in *Herodot, Eine Auswahl*, hg. von W. Marg, München 1965, 587.

(6) Hdt. V. 97. 1.

(7) V. 91. 1. なお 91. 2 にも *ἐλευθερωθεῖς* なる語が見え、そこでは 91. 1 と同じ内容の事が語られている。

(8) 5 卷 91 だけでなく 78 でも、アテナイは僭主政の下で弱体であったと語られていたが、これは歴史的事実とは必ずしも合致しないようである。また、ヘロドトス自身の叙述 (I. 56. 2, また V. 66. 1. *ὁ καὶ πρὶν μεγάλαι*) とも少々齟齬をきたすようである。これは専制対自由という思考が大きく彼の心を領していた事を物語るものであろう。

(9) スパルタが「新生民主国家」に対する膺懲といったイデオロギー戦争を意図していたのでない事は言う迄もない。

(10) *isokratia* なる概念も *isonomia* などと並んでしばしば問題とされるが、少なくともここではマカンの註 (R. W. Macan, *Herodotus IV—VI*, London 1895. (Reprint, New York 1973) vol. I, 236) にあるように、*free constitution*, 'Republic' の意で用いられている。

ソクレスは「ギリシアの国々に僭主政を」云々と、多くのポリスにスパルタが僭主政導入を策しているかの如き言い方をする。しかし、おそらくこれは列席している同盟諸国の使節に恐怖心を喚起するためにそう言ったのであろう。直接的にはアテナイだけが考えられているのであろう。ただ、ここで興味深いのは、同盟諸国もイソクラティアの相の下に把えられていること (*isokratias* と複数になっている) である。同盟諸国には、当然、寡頭政の国が多かったであろうが、イソクラティアの原則はそういった国にも適用されるわけだ。民主政に限られるものではない。ソクレスの念頭にあるのは僭主政とそれに対する政体の問題であって、寡頭政と民主政との対抗関係は意識に上っていない。

二

以上、5 卷 78 とその前後に検討を加え、そこに一つの貫した理解があるのを見てきた。ところで、ヘロドトスが当時のアテナイの国家体制について総括的に述べている箇所が別に一つある。6 卷 131. 1 である。ここでは、長々とアルクメオン一族について述べてきた後、メガクレスとアガリステの結婚に言及し、そこから「アテナイに部族制と民主政治を確立したクレイステネス *Κλεισθένης τε ὁ τὰς φυλὰς καὶ τὴν δημοκρατίην Ἀθηναίους καταστήσας*」が生れた、としている。

この表現は、部族と、改革の結果生れた新しい体制を *καί* で並置するだけで、両者の内的関連を述べていない。その点は多少曖昧だが、とにかくクレイステネスが民主政治 *demokratia* を確立したと明言している。ところで、民主政治とは、通常的理解の下では、一口に言って「民衆の支配」である。とすると、どうなるのか。ここでは「民衆の支

配」を確立したと述べているのだから、5巻78などで下した見方と少々喰い違っていると思われるかもしれない。

この一見矛盾であるが、これについてはヘロドトスにおける *demokratia* 及びその類縁語の使用例を見ていけばよい。少々長くなるが一つ一つ見ていこう。まず、*δημοκρατίη* なる語は6巻131.1の他には6巻43.3に出る。*δημοκρατέεσθαι* という動詞形では、同じく6巻43.3と4巻137.2とに現われる。このうち4巻137.2であるが、これはダレイオスが遠征に失敗してスキュティアを撤退する際のイオニア人の評定の場面である。ここで、ヒステイアイオスは自分たち僭主の立場を顧慮して、ダレイオスを助けるべく主張したのであるが、その際「どの町も僭主政よりも民主政を望むに相違ないからだ *βουλίσεσθαι γὰρ ἐκάστην τῶν πόλιων δημοκρατέεσθαι μᾶλλον ἢ τυραννείεσθαι.*」と述べたとされる。他方、6巻43.3はイオニア叛乱鎮定後の話であるが、ここでは「マルドニオスが、イオニアの僭主をことごとく排除して、各都市に民主政を敷かせたのである。*τοὺς γὰρ τυράννους τῶν Ἰώνων καταπάσας πάντας ὁ Μαρδόνιος δημοκρατίας κατίστα ἐς τὰς πόλιας.*」とある。⁽¹⁾

この二箇所であるが、注目すべきは、双方共、民主政が僭主政と対比されていることである。この際、寡頭政はヘロドトスの念頭にはなかったようである。即ち、政体は二種に区分されているのであって、一方には僭主の支配が置かれる。他方には、それに対する政体であるから、公共の支配が置かれることになる。そしてこの二箇所での *demokratia* は、僭主政の対立概念であるから、「公共の支配」を意味することになろう。この場合、*demokratia* に関して「民衆の支配」といった要素はあまり考えられていないように思われる。⁽²⁾ 実際、双方の箇所とも、下層民衆の動きといったものは記されていない。

民主政概念に関してもう一つ問題となるのは、3巻80から82までの例の *Verfassungsdebatte* である。これは、ダレイオスら陰謀仲間がマゴス僧を倒した後、爾後ペルシアの採るべき政体について討論するという設定になっている。ここでは、最初にオタネスが発言してペルシアに民主政を樹立すべき旨を説く。次いで、メガビュゾスがオタネスに反対して寡頭政を推す。最後にダレイオスが独裁政を称揚して、これが結局その場を制することになる。この討論は、従来、様々の論議を呼んできたものであって、特にオタネスの発言が現実に行われ得たかという点が問題視されてきた。

ここで先ず取り上げるのもオタネスの発言であるが、それが実際に行われたかどうかは別におくとして、内容を少しく見て行くことにしよう。オタネスは独裁者 *μούναρχος*、独裁政 *μουναρχίη*⁽³⁾ を非難する事から始める。それによると、独裁政においては何らの責任を問われることなく *ἀνευθύνη* 思いのままを行うことができる。独裁者は驕慢の心を起し、嫉妬に駆られて人々を圧迫し、邪悪な者どもを寵愛し、讒訴を容れるにかけでは人後に落ちぬ。そして最も重大な事として、独裁者は父祖伝来の風習を破壊し、女を犯し、裁きを経ずして *ἀκρίτους* 人命を奪う旨述べられている。独裁者の支配は恣意的かつ暴虐な

ものであって、その行為には彼は一切責任を負わないということである。

これに対し、オタネスは大衆による統治 *πλήθος ἄρχον*⁽⁴⁾ を持ち出す。それは万民同権 *ἰσονομία* という世にも美わしい名目を具えており、独裁者の行うような事は一切せず、職務の管掌は抽籤により、責任をもって *ὑπεύθυνον* 職務に当る役職を有し、あらゆる国策は公論によって決せられるということである。

ここで、オタネスは独裁政に対する政体を表わす場合、*δημοκρατία* という語は使用していない。ただ *πλήθος ἄρχον* とか *πλήθος ἀέξειν* と言っているだけである。かなり曖昧な表現であって、一つの政体を表わす術語とはなっていない。また、メガビュゾスはオタネスに対する反論において *ἐς τὸ πλήθος... φέρειν τὸ κράτος* とか *δήμῳ... χάσθων* といった言い方をしている。同様に、ダレイオスも *δήμου... ἄρχοντος* と言ってみたり、他方では単に *δῆμος* と表現して独裁政、寡頭政と対照させたりしている。何れも持って回った言い方であって、独裁政と寡頭政に対する政体が抽象名詞の形では現われないのである。

ところが、6巻43.3ではこの「国制討論」への言及がある。そこでは「オタネスがペルシアの七長老を前にして、ペルシアは民主政を採用すべきである *χρεὸν εἶη δημοκρατέεσθαι Πέρσας* という意見を述べた」云々、とある。ということは、オタネスの主張が内容的に民主政を指すものであるということである。そしてヘロドトスは民主政なる抽象概念を知っていた⁽⁶⁾。かくして、我々としても「国制討論」におけるオタネスの主張を民主政の名の下に理解してよいわけだ。

オタネスが民主政の下に考えたのは、前に記した通り、籤引を用い、役人は責任をもち、すべてが公の下に持ち出される体制であった。そこでは独裁者の恣意的支配は排され、法に基く政治が行われる。国家は個人の私有物ではなく公共の物である。統治は国民全体に責任をもって行われるということである。これを一言で述ぶるならば、ヘロドトスがオタネスの提案を導入する際記しているように、「国事を全体の処理に委ねる *ἐς μέσον καταθεῖναι*⁽⁷⁾」ということである。ここでは、明らかに民主政は独裁政との対比の下に考えられている⁽⁸⁾。その意味で、これはまさしくイソノミア⁽⁹⁾である。

他方、こういったオタネスの考え方にメガビュゾスは激しく反対する。メガビュゾスは民衆の無知蒙昧さを強調する。それによると、民衆とは教育がなく正当な事を何も知らない。かかる民衆が何事かをなす場合は、それを行う所以すら自覚しない。ただがむしゃらに突き進んでいくだけである。民衆とは愚劣そのものであり、従って「僭主の悪虐を免れんとして、狂暴なる民衆の暴戾の手に陥るといふがごときは、断じて忍び得ることではない。」ということになる。

ここでメガビュゾスの攻撃しているのは何か。民衆の支配、愚衆の支配である。彼は専らそういった側面から民主政治を把握していたのである。ところで、これはオタネスの民

主政理解とは少しく内容を異にするようである。一応、民主政に関して二種類の理解が存在するように思われる。

こういった二種類の理解であるが、これは別々の物としてではなく、楯の両面として把握すべきであろう。オタネスの説く民主政とは「公共の支配、全国民の支配」を意味するものであった。それは僭主の恣意的支配、暴虐の対極にあるものとして、自由を徴表とすると見るべきであろう。しかし「全国民の支配」は同時に平等の契機を含む。そこでは一人乃至極く一部の者が特権を有するのではない。国民全体に出発点における平等を与えることになりがちなのである。ここにおいて自由が平等に容易に転化するわけだ。そして国民全体という場合、その中で多数を占めるのは民衆である。民衆が数を恃みに我物顔に振舞い出した場合、愚昧の支配が始まる。「全国民の支配」が「愚衆の支配」に墮してしまうわけだ。メガビュゾスが強調するのは民主政のかかる側面であった。オタネスが民主政のいわば正の側面を強調するとすれば、メガビュゾスは負の側面に重きを置くのである。

民主政の有するかくなる二面性は実は *demokratia* なる語そのものにも見られる。*demokratia* の *demos* を「民衆」と解した場合、それは「民衆の支配」となる。他方、*demos* には「全国民」、「国民全体」の意味もある。かく解した場合、*demokratia* は「全国民の支配」となる。

民主政がこういった面を有するとした場合、それは他の政体とは若干質を異にするところがあるといえよう。他の支配形態たる独裁政や寡頭政の場合は支配する者とされる者との区別が判然としている。「一人」乃至「少数者」といった「部分」が他を支配するのである。ところが、民主政では少々事情が異なる。そこでは支配者と被支配者との区別が明確でない。人々は統治に与ることもあるし、同時に他から支配されることもある *ἀρχεῖν καὶ ἀρχεσθαι*。その意味では、それは理念的には「全体」の支配⁽¹¹⁾ともいえよう。その点で他の政体と必ずしも並列的に扱われるべきでなく、やや次元を異にするところがあるとも言えよう。最も恣意的な支配の形態を僭主政とした場合、ここで言う民主政はその対極をなすものといえよう。もっとも、あくまでもそれは民主政の理念的形態のことであって、現実には愚衆の跳梁を招く事が多かったのであるが。

かかる「全体の支配」としての民主政概念はアイスキュロスの『救いを求める女達』⁽¹²⁾やエウリピデスの同名の作品に明瞭に見られる。また、トゥキュディデスにおけるペリクレスの葬送演説⁽¹³⁾からもそういった要素が看取される⁽¹⁴⁾。何れもアテナイの体制を称えたもので⁽¹⁵⁾あって、民主政のもつ正の側面を強調したものだといえよう。そして、こういった側面が今日にまで受け継がれて西欧型民主主義体制となっているといえるだろう。一言で自由主義的民主主義である。

他方、別の観点からの民主政把握も無論大きな流れとしてあるわけで、それによると民主政は「多数者の支配」である。「全体の支配」ではなく「部分の支配」⁽¹⁶⁾である。こうい

った意味での使用はピンダロス⁽¹⁷⁾に見られる。偽クセノポン『アテナイ人の国家』はこういった観点からの把握を徹底的に追求し、民主政を寡頭政と激しく対立せしめている。彼によると、民主政とは多数をなす貧民の階級支配以外の何物でもない。プラトンやアリストテレスでもやはり民主政はこの意味で考えられている⁽¹⁸⁾。彼らは民主政の本質として「自由」を口にするが、それはむしろ放縦の意である。

以上、二つの民主政概念を示したが、このうち主になるのは、ギリシア全体を見回した場合、やはり後者であろう。しかし前者の要素をも見落してはならないのである。demokratia というと直ちに「民衆の支配」と思いこむならば時に思わぬ誤りを犯す事がある⁽¹⁹⁾。

さて、ここでようやくヘロドトスに戻る事が出来る。元々、「国制討論」において民主政の有する二つの面が共に叙述されている事が問題となっていたのである。両者の比重を如何に考えるべきか。「国制討論」におけるオタネスの演説であるが、これは独裁政を非難し民主政を賞讃するものであった。寡頭政には一言の言及もなされていない。他方、メガビュゾスの発言であるが、これは議論そのものも短く、その上、寡頭政擁護論でありながら民主政攻撃に終始して寡頭政を採るべき理由を殆ど何一つ説明していない。ただ、自分たち自身が支配者集団に入ろう、と言っているだけのものである。寡頭政について多少とも詳しく論じているのは最後のダレイオスぐらいのものである。こうしてみると、寡頭政はどうやら影の薄い存在であって、「国制討論」においては独裁政（より正確には僭主政）と民主政との対比の方が重要であるようである。即ち、民主政は、前述の二つの要素のうち、「全体の支配」として強く意識されていたのである。寡頭政に対抗する政体としての民主政概念は二義的なものだったようである。ヘロドトスは「国制討論」終結に際して、オタネスが「ペルシアにイソノミアを実現しようと熱意を燃やした⁽²⁰⁾」と述べ、彼が公共の支配を樹立しようとした事を強調している。更に、上引の6巻43.3でもオタネスの見解を殊更に持ち出していた。こうした事からも、ヘロドトスが僭主政及びそれに対抗する体制の問題に深甚なる関心を寄せていた事が分る。

以上、「国制討論」における民主政概念について長々と論じてきた。それは4巻137.2と、6巻43.3のマルドニオスの処置について先に述べたところとほぼ一致する。ヘロドトスにとっては僭主政の諸悪、及びその防止が肝要な問題だったのである。

ここで、我々は本章の出発点に戻ることにしよう。6巻131.1の demokratia である。この demokratia を如何受け取るべきか。この事を考える際に6巻131のコンテクストは参考にならない。従って、ヘロドトスにおける demokratia 及びその類縁語の用例から推察すべきであろう。その場合、他の例と同様の意に解するのが普通であろう。とすると、この場合の demokratia は「全体の支配」をその主たる意味内容としていることになる。勿論、「国制討論」にも見られたように、ヘロドトスは民主政のもう一方の側面をも認識

していた。そういった意味合いもこの場合の *demokratra* には含まれているかもしれぬ。しかし、全体の用例から考えると、やはりそういった要素は付随的なものと見るべきであろう。「クレイステネスがアテナイに民主政治を確立した」と言う場合、第一義的には、僭主政に対抗する政体の確立を意味したのである。かくして、6巻131.1は5巻78以下の理解と矛盾しない事が示された。

註

(1) 6巻43.3の *ὡς χρὲν εἶη δημοκρατέεσθαι Πέρσας* は3巻80以下の「国制討論」との関連で後に触れる。

(2) この解釈を補強するのが3巻142.3のマイアンドリオスの提案 *ἐγὼ δὲ ἐς μῆσον τὴν ἀρχὴν τιθεὶς ἰσονομίην ὑμῖν προαγορεύω.*, 及び5巻37.2のアリスタゴラスの処置 *καὶ πρῶτα μὲν λόγῳ μετεῖς τὴν τυραννίδα ἰσονομίην ἐπό.εε τῇ Μιλίτῳ* である。両者共、僭主政が評判が悪いので他の公共的政体で以ってそれに替えるということである。この点、内容的に4巻137.2及び6巻43.3と全く同一である。この場合、*demokratia* と *isonomia* は相互に置換可能である。cf. V. Ehrenberg, *Origins of Democracy, Polis und Imperium*, Zürich 1965, 276. “...when Herodotus speaks of democracy he connects with the word not more than the general meaning of a free and unmonarchical constitution.”

(3) オタネスの演説中 *μουνάρχος* なる語は二度、*τύραννος* は一度、*μουναρχίη* は二度出る。メガビュゾスの演説では *τύραννος* と *τυραννίς* がそれぞれ一度ずつ、ダレイオスの演説では *μουνάρχος* が三度、*μουναρχίη* が二度現われる。用語の相違は各人の立場の相違とも関係があるろうが、しかし少くともオタネスの演説に関しては不統一の感を免れない。cf. H. Apffel, *Die Verfassungsdebatte bei Herodot*, Erlangen 1957. (Reprint, New York 1979) 49, 59—60, 69—70. なお、*βασιλεύς*, *βασιληίη* なる語は三名の演説には現れない。

(4) *πλήθος* はここでは「大衆」というよりも国民全体といった意味合いで用いられている。これはオタネスの主張するところより明らかである。そういった用例は3巻82.2, 83.2, 4巻200.1, 5巻76, 8巻34など数多い。M. Ostwald, *Nomos and the Beginnings of the Athenian Democracy*, Oxford 1969, 114—115. オタネスは専ら *πλήθος* を使用しているが、彼の反対者は、自分自身の表現では、*δημος* を用いている。これについては cf. Apffel, *op. cit.* 60.

(5) この対置は82.1と5の二箇所に出るが、それを主格形で表わすと *δημος*, *ὀλιγαρχίη*, *μουνάρχος* となる。支配する主体と、政体という抽象名詞を同列に並べる点、奇妙である。

(6) 6巻131.1と、6巻43.3の *δημοκρατίας*。ただ、「国制討論」においてヘロドトスが何故 *δημοκρατίη* なる語を使用しなかったのか、理由はよく分らぬ。この点、ヴラストス (G. Vlastos, *Isonomia*, *AJP* 74, 1953, 337—338) に従えないのは言う迄もない。cf. Ostwald, *op. cit.* 111 n. 1.

(7) III. 80. 2.

(8) 「独裁政」より「僭主政」と表現する方が正確であろう。当時のペルシアにおける歴史的状況との関連から言うと、オタネスの問題にするのはカンビュセスやマゴスの暴虐であるが、実際に彼が語っているのはむしろギリシアの僭主の事である。

(9) オタネスは大衆とか民衆の支配を称揚しているのでは全然ないわけだ。籤引が「民衆の支配」に限られるものでない事は Ostwald, *op. cit.* 112 n. 2. 同じ事はエウテュナに関しても言えるが、これは最早言う迄もない。これはギリシアのポリスの根本精神に沿ったものである。

(10) III. 80. 6 ; III. 83. 1.

(11) Thuk. VI. 39. 1. また Ch. Meier, *Entstehung des Begriffs >Demokratie<*, Frankfurt am

Main 1970, 44—52.

(12) この劇には *demokratia* なる語は出ない。しかし、ここで称えられている体制の呼称は *demokratia* しかないだろう。この作品の分析は Ehrenberg, *op. cit.* 266—274.

(13) Thuk. II. 37. ペリクレスの葬送演説やエウリピデスの『救いを求める女達』では平等といった要素も重視されている。しかしこれは自由と相並んで現われるのである。両者が分ち難く結び付いているわけだ。何れも貧者の階級支配を唱えているのではない。

(14) プラトンの『メネクセノス』にもそういったところがある (238D)。勿論これはプラトンにとって特殊な作品であって、彼自身の見解を物語るものではないが。

(15) エウリピデスも『救いを求める女達』において、表面でアテナイの政体を称えている事は確かである。しかし、彼の真意が奈辺にあったかは別問題である。

(16) 多数者といえども全体ではないという意味で部分である。

(17) *Pyth.* II. 86—88. ピンダロスが民主政という言葉は使っていないが。

(18) Arist. *Pol.* 1279 b 11—1280 a 6. は民主政を貧者の支配と見る点で階級闘争の見方を徹底させている。

なお政体論においてはこういった階級闘争的見方の方が論理的に徹底しているだろう。すべての政体が同一平面上で扱えられる事になるのだから。民主政を「全体の支配」とする見方では、こういった点で整合性を欠くことになる。

(19) この点、拙稿「クレイステネス改革」(『史林』60巻5号, 1977年9月)は具合が悪かった。この論文には他にも不十分な点があった。

(20) III. 83. 1.

三

前二章では主としてヘロドトスの評言を問題としてきたが、本章ではクレイステネス改革前後における政治情勢の描写を見ていきたい。改革そのものとかクレイステネスの動機、民衆の動向、当時の党派対立などをヘロドトスは如何に考えたのであろうか。

先ず、僭主放逐後の情勢について、ヘロドトスの語るところに耳を傾けることとしよう。それによると、5巻66であるが、ヒッピアスの僭主政が倒れてからアテナイで有力であったのはクレイステネスとイサゴラスの二人。両者の間に党争が起り、イサゴラスが勝利した⁽¹⁾。他方「この争いに敗れたクレイステネスは民衆を味方に引き入れた。ἐσσούμενος δὲ ὁ Κλεισθένης τὸν δῆμον προσεταιρίζεται。」その後⁽²⁾、クレイステネスはそれまでの四部族を十部族に改めた。部族名もそれまではイオンの四子に因んで命名されていたのを廃し、別の英雄——アイアスを除いてはすべてアテナイ固有の英雄——を選んで、その名によって新部族の名称を制定した。以下は5巻67と68であるが、ヘロドトスの考えで⁽³⁾は、クレイステネスのこういった行為は彼の母方の祖父に当るシキュオンのクレイステネスを真似たものである。ここでシキュオンのクレイステネスの事をやや詳しく述べた後、再びアテナイに話を戻す⁽⁴⁾(V. 69)。アテナイのクレイステネスは「イオニア人に対する軽侮の念から、アテナイとイオニアで同じ部族が存在するのを避けるために、同名の祖父の政策を真似たものようである。」として、「というのは、クレイステネスは以前には齒

牙にもかけなかった民衆を、この時になって完全に自派に引き入れることに成功するや、部族の名称を変え、更にその数を増したのである。即ち、従来四人であった部族長^{ピニョラルコス}を十名に増し、区^{デーモス}を十の群に分けてそれぞれ部族に配分した⁽⁶⁾。そして民衆を味方にしたクレイステネスは、反対派よりも遥かに優位に立つに至ったのである。」と続けている⁽⁷⁾。

ここに見られるように、ヘロドトスはクレイステネスの部族制改革を専らイオニア人侮蔑というところから説明している。次に民衆の動向であるが、クレイステネスが民衆を味方に付けたということだが、これは如何なる手段によってであったと言うのだろうか。ヘロドトスによると、一連の事件の中で、初めのうちは民衆は政治に積極的に関わろうとはしなかったようである。アルクメオン一族がかつてレイプシュドリオンに城砦を構えて僭主に対抗しようとした時には、アテナイ人一般の強い支持は受けられなかったようである⁽⁸⁾。僭主政倒壊にあたって、アテナイ民衆は第一義的役割は果していない。やはり、スパルタ軍の力が主となっていたようである。クレイステネス派とイサゴラス派との党争においても、初めのうちは民衆の動向は記されていない。民衆が表面に出てくるのはクレイステネスが党派争いに敗れてからである。敗北を契機としてクレイステネスは民衆を自派に引き入れ、反対派よりも優位に立った。そしてこの後、民衆は彼を熱心に支持している。クレオメネスの来寇を迎えてからも、クレイステネスが国外に退去したにも拘らず、彼を支持して、クレオメネスやイサゴラスと闘った旨記されている。

こういった民衆の動向であるが、ヘロドトスはこれをどう考えたのであろうか。クレイステネスは如何なる方策を用いて民衆を惹き付けたのか。民衆の意識には如何なる変化が生じたのか。この点についても必ずしも明瞭ではないが、部族制改革の場合と同じ視点が働いているようである。アテナイには一般的にイオニア人を軽侮する風潮が強かったのである⁽⁹⁾、そういった人々の感情に着目してクレイステネスは反イオニア的宣伝を行い、一般の人気を博したといったところであろう⁽¹⁰⁾。そして、そういったクレイステネスの動機としては、彼の個人的権力欲を重要視しているようである。クレイステネスが民衆を利用して権力を握ったという印象を受ける。

さて、こういったイオニア人云々という説明が唐突に持ち出されてきたわけであるが、これは如何なるものであろうか。これは一見して荒唐無稽に響く。先ず部族制改革であるが、そもそもイオニア人侮蔑といった事だけで改革を行ったりするものだろうか。更に、クレイステネスは同名の祖父を真似たということだが、よく見た場合、二人のクレイステネスの政策にはむしろ相違が目立つ。アテナイのクレイステネスの場合、シキュオンのクレイステネスの如く特権的な部族を作ったとか、別の部族に妙な名をつけて蔑んだとかいったことはない。また、シキュオンの場合、民族的対立が部族制改革の重要な動機となっているが、アテナイにはそのような事はない。当時、アテナイにイオニア人が大量に居住していてアテナイ人と衝突していたというような事実はないのである。

次に民衆との関係であるが、実際にクレイステネスが反イオニア的感情を煽ったものとしてみよう。これが功を奏したとした場合、それは自派の人気を高めることにはなったであろう。しかし、クレイステネスの争っている当の相手の勢威を損うものではありえない⁽¹¹⁾。実際は、クレイステネスはイサゴラス派の弱点を衝き、それを最大限に宣伝したはずである。これが一つ。もう一つはこの時の民衆の反応の強さである。上に述べたように、この時民衆はクレイステネスを熱烈に支持している。そういった事実は反イオニア宣伝といったことでは説明しきれないであろう。

かくしてヘロドトスの説明は我々には納得し難いものとなった。この事は、我々にとってだけでなく、実はヘロドトス自身にとってもそうだったのではないだろうか。口ではイオニア人蔑視といった事を唱えても、いざ誰かに問われた場合、或いは自分自身で真剣に考え直した場合、同じ答を出したかどうかには疑問がある⁽¹²⁾。とすると、ヘロドトスはその場合、一体どう答えたのか。部族制改革や民衆の動向について、本当のところ何を考えていたのだろうか⁽¹³⁾。

クレイステネスについてしばしばなされる説明がある。彼は当初は従前通りのパターンに従って「貴族の政治」を追求していたのであるが、イサゴラスとの党派争いに敗れる事によって「民衆の政治」へと転向した。所謂民主化の約束をして民衆を惹き付け、部族制改革によってその約束を果たしたのだ、と。こういった説明であるが、ヘロドトスはそのような事は一言も述べていない。テキストを見る限りにおいては、「貴族の政治」とか「民衆の政治への質的転換⁽¹⁴⁾」とかに関してヘロドトスは特筆すべき事を何も記していない。部族制改革について社会構造・統治構造の変革といった見方をしていないのは勿論である。クレイステネスは民衆を味方につけたのであるが、民衆は政治の主体⁽¹⁵⁾というよりもむしろクレイステネスに利用されるだけといった書き方をしている。

或いはもしかすると、ヘロドトスの場合、民衆の進出といった事は口では言わぬまでも、脳裡には或る程度存在したのだろうか。どうもそうではないようである。この点は『アテナイ人の国制』と比較すると明らかになる。『アテナイ人の国制』20章はその叙述の多くをヘロドトスに負っているが、両者⁽¹⁶⁾の間には微妙な食い違いがある。その食い違いの一つが民衆に関する叙述であって、アリストテレスの方は民衆の役割を一貫して強調している。アリストテレスにおいては、クレイステネスは「民衆の領袖、指導者⁽¹⁷⁾」であり、政治の主体は民衆⁽¹⁸⁾である。何れもヘロドトスには見られない記述である。アリストテレスはヘロドトスからは自覚的に離れているわけだ。

ヘロドトスはナクソスやアイギナ、シュラクサイ、シケリアのメガラについて富裕者と貧民との対立を記している⁽¹⁹⁾。両者が対立して一方が他方を追放したり、処刑したりしたという事である。ヘロドトスはそうした他のポリスでは階級闘争的見方をしているのに、事アテナイに関してはそのような視点は示していない。クレイステネス改革解釈にあたっ

て、そういった視点の必要性を認めなかったということであろう。クレイステネス改革に際しての民衆の動向を、自立への動き、上流階級打倒といった角度からは殆ど把握しなかったようである。

そうすると、結局のところ、部族制改革や民衆の動向について、ヘロドトスは本当には何を考えていたのであろうか。5巻78などとからめて、部族は僭主政の再現を防止するために改革されたのか。民衆は僭主政乃至極端な寡頭政⁽²⁰⁾に反対したのであろうか。こういった点はヘロドトスのテキストからは、結局、分らないとしか言いようがない。一方では自由などと言いながら、他方では荒唐無稽な思いつきを挿入するが如き、如何にもヘロドトスらしいといったところか。

× × ×

以上、三章にわたってヘロドトスの見方を調べてきた。そのうち第三章の考察ははかばかしい成果を生まなかった。従って、我々としても彼の見方を知るためには第一章及び第二章に依らねばならぬ。それによると、ヘロドトスは主としてクレイステネス改革を僭主政よりの解放と捉えた。民衆の地位向上といった事も或いは考えたかもしれないが、それはあくまでも付随的なものであった。

最後の問題。ヘロドトスのこういった考え方に我々としては如何に対処すべきか。常々指摘され、そして上にも示されたように、ヘロドトスに欠点の多いのは事実である。彼には政治的感覚に欠けるところがあり、事実認識も必ずしも十分でなかった。しかし、クレイステネス改革に関しては第一の史料であるし、また偉大な歴史家の証言でもあるのだから、我々としてもやはりこれを尊重すべきであろう。

註

(1) イサゴラスのアルコン選任を彼の勝利の政治的表現と考えるならば、イサゴラス勝利の時期は508年春となる。ただし、このあたりクロノロジーには問題が多い。なお、ヒッピアスの僭主政が倒れたのは511/0年である。

(2) あまり正確な言い方ではないが、5巻69.2を勘案すると、「間もなく」ということであろう。

(3) *δοκέειν ἐμοί* (V.67.1)。同じ表現は5巻69.1にも出る。

(4) シキュオンのクレイステネスについて脱線した後に、5巻66.2を承け継いでいるわけだ。従って、5巻69.2には66.2と重複するところがある。

(5) *πρότερον ἀπωσμένον τότε πάντως* と読む。「民衆を歯牙にもかけなかった」のはアテナイの上流階級一般ではなく、クレイステネスである。そう解しないと前後がうまくつながらない。

(6) *δέκα τε δὴ φυλάρχους ἀντὶ τεσσέρων ἐποίησε, δέκα δὲ καὶ τοὺς δήμους κατένειμε ἐς τὰς φυλάς*。

これは問題の多い箇所である。後の方の *δέκα* は *δέκαχα* と修正すればよいとして、まず *φυλάρχους* であるが、*phylarchos* はアテナイでは部族騎兵指揮官のことである (*Ath. Pol.* 61.5)。少くとも五世紀終り頃ではそうである (*Ibid.* 30.2)。「部族長」は *ἐπιμεληταὶ τῶν φυλῶν* である。これは一部族に三名、全部で三十名いたらしい。また *τεσσέρων* の次に補わるべき語は、文法的には *φυλόαρχων* であるが、事実上は *φυλοβασιλέων* である。何故なら、旧部族の長は *phylobasileus* と称

したのだから。ヘロドトスの文章を見る限りでは、旧四部族は消滅してしまったように響くが、これは無論誤りである。

なお、部族制改革に関するヘロドトスの記事は極めて簡単で、『アテナイ人の国制』21章と比較してもその感が深い。

(7) クレイステネスのこうした動きに対し、イサゴラスは慌ててクレオメネスを呼ぶのである *ἐν τῷ μέρει δὲ ἐσσομένου ὁ Ἰσαγόρης ἀντιτεχνῶνται τάδε*・κτλ。こういった記述を見る限りにおいては、クレオメネスの侵入以前に改革が成し遂げられていたかのように思われる。ただし、改革案の提示、民会通過、実施の時期については難しい問題がある。『アテナイ人の国制』20, 21章との比較考量がからんでくるわけだ。ただ、改革の実施はクレオメネスが撤退してからのことであろう。改革案は相当複雑な内容を含むものであるから短時日では実施されえない。

(8) Hdt. V. 62. 2. なお *Ath. Pol.* 19. 3.

(9) Hdt. I. 143. 3.

(10) 5巻66.2と69.2で部族制改革と民衆掌握とが相並んで現われるから、かく解すべきであろう。

(11) 5巻66.1ではイサゴラスとカリアとの関係を示唆している。或いはこれはイサゴラスを貶めようとするものかもしれない (*Plut. De Mal. Her.* 23)。しかしこれはカリアであってイオニアではない。

(12) イオニア人云々といった説明はそれ自身不合理であるばかりでなく、5巻78や6巻131.1と矛盾するようである。

(13) 部族については6巻131.1に言及があったが、これは参考にならない。そこでは部族と民主政を並置するだけで、両者の関連を述べていないのだから。

(14) この点、クレイステネスの「転向」をあまり重要視すべきではない。民衆に目を向けるのは、前古典期より、アテナイにおいて常に見られるパターンである。コペルニクスの転回といったものではない。こういった事はペイシストラトスの政権掌握を想起するだけで十分であろう。Hdt. I. 59. 4-5; *Ath. Pol.* 14. 1.

(15) 5巻74.1の *δῆμον* と91.2の *δήμῳ ἀχαρῆσται* は場合によっては民衆の進出といった見地から利用されるかもしれない。しかしこの場合の *δῆμος* は国民全体といった意味であろう。5巻97には民会の叙述があるが、これも別段新しい状況を示すものではない。前註参照。5巻76の *πλήθεος* は無論国民全体の意である。

(16) H. T. Wade-Gery, *The Laws of Kleisthenes*, *CQ* 27, 1933, 17-19.

(17) *ἡγεμῶν καὶ τοῦ δήμου προστάτης* (*Ath. Pol.* 20. 4)。更に21章1の *τοῦ πλήθους προεστηκώς*。

(18) *κατασχόντος τοῦ δήμου τὰ πράγματα* (*Ath. Pol.* 20. 4)。20章1の例の *ἀποδιδούς τῷ πλήθει τὴν πολιτείαν* も同じような角度から解すべきであろう。20章3の *συναθροισθέντος τοῦ πλήθους* や *ὁ δῆμος... ἐπολιόρκει* もヘロドトスの記述からは多少とも相違する。アリストテレスの場合、*demos* 「民衆」や *plethos* 「大衆」が常に前面に出ているわけだ。もっとも『アテナイ人の国制』20, 21章は多くの問願を孕む箇所であるから、また別箇の考察が必要となろう。

(19) V. 30; VI. 91; VII. 155-156.

(20) この場合はイサゴラスの動向が問題となる。Hdt. V. 72. 1; *Ath. Pol.* 20. 3.